

協議案件概要

協議案件

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）に係る有効期間の更新登録の申請について

【内容】

市では、外出が困難な高齢者及び障害等を有する方を対象に、福祉輸送車両で送迎するサービスを社会福祉法人むつ市社会福祉協議会に委託し実施しています。

当該サービスは、道路運送法第78条第1項第2号で定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則第49条第1項第2号の福祉有償運送に該当するもので、地域公共交通会議の協議結果に基づいて実施することとなっています。

現在の運行許可は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとなっており、3ヶ年の更新申請をするため、本協議会において意見集約を図るものです。

【事業概要】

事業の名称：外出支援サービス

運 行 主 体：むつ市（社会福祉法人むつ市社会福祉協議会に委託）

運送の区域：むつ市を発地又は着地とする区域

利 用 料 金：走行距離に応じて規定（会員登録が必要：1,230 円/年）

～ 外出支援サービス事業について ～

◎事業内容

外出が困難な高齢者及び障害等を有する方に対して、リフト付きストレッチャー装着ワゴン車等の利用を提供する外出支援サービスを実施することにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者等の保健福祉の向上と高齢者等の家族の負担の軽減を図ります。

◎実施方法

社会福祉法人むつ市社会福祉協議会に委託

◎対象者

市の区域に住所を有し、かつ、以下のいずれかに該当する者であって、むつ市外出支援サービス会員登録証の交付を受けた者

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護度が3以上の者であって、車いす又はストレッチャーを利用しなければ移動することが困難である者
- (2) 身体に障害を有する者であって、車いす又はストレッチャーを利用しなければ移動することが困難である者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

※ 会員登録料 1, 230円（毎年度登録が必要、月割は無し）

◎利用料金及び支払い方法

走行距離メーター器が表示するキロ数に応じて、むつ市が発行する利用券により受託事業者に利用料金を支払います。

利用料金は、走行距離により下記のとおりとなります。

走行距離	利用料	走行距離	利用料
3 kmまで	600円	30 kmまで	2,000円
5 kmまで	900円	35 kmまで	2,200円
10 kmまで	1,200円	40 kmまで	2,400円
15 kmまで	1,400円	45 kmまで	2,600円
20 kmまで	1,600円	50 kmまで	2,800円
25 kmまで	1,800円	50 km を超える場合	10 kmにつき700円

～ 外出支援サービス事業について ～

◎受付時間等

受 付 時 間：午前8時30分から午後5時15分まで

車 両 の 運 行 時 間：午前9時00分から午後5時00分まで

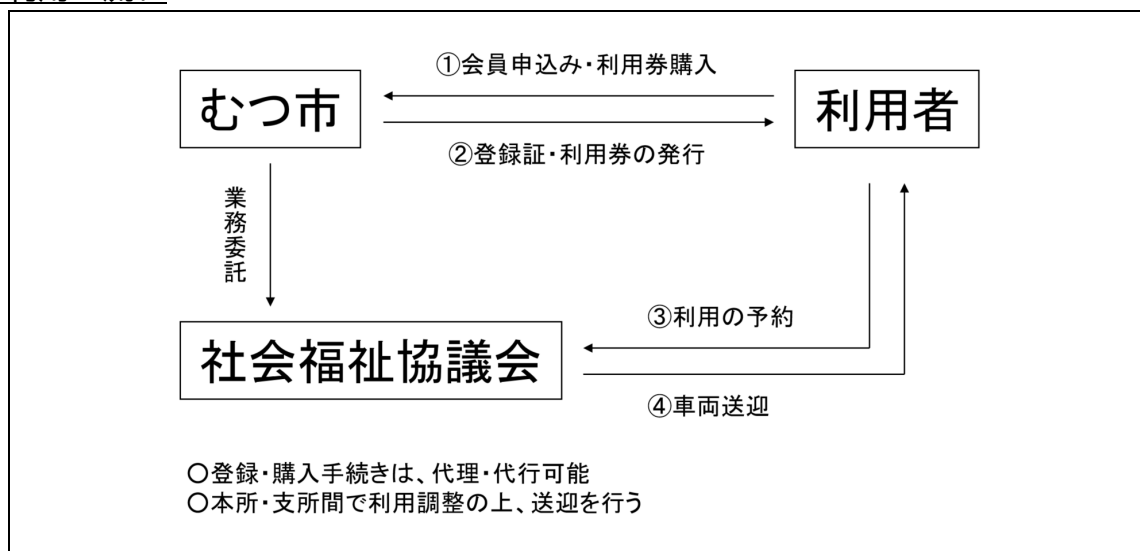
受付及び車両運行の休日：土・日曜日、祝日並びに1月2日、3日及び12月28日から12月31日まで

◎車両台数（令和8年6月末現在）

本 所：3台（車いす・ストレッチャー兼用車）

川内支所：2台（車いす・ストレッチャー兼用車）

◎利用の流れ



◎実績（過去5年分）

	会員登録者	利用料金	利用回数	走行距離
		会員登録料		
令和3年度	197人	3,400,600円	3,207回	28,141,0km
		242,310円		
令和4年度	190人	3,676,800円	3,071回	34,792,7km
		233,700円		
令和5年度	196人	3,483,100円	2,922回	33,684,3km
		241,080円		
令和6年度	173人	3,226,500円	2,503回	32,960,1km
		212,790円		
令和7年度	151人	2,949,100円	2,629回	24,767,8km
		185,730円		

令和8年 月 日

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

名 称 むつ市役所
 住 所 むつ市中央一丁目8番1号
 代表者の氏名 むつ市長 山本 知也
 メールアドレス fukushiseisaku@city.mutsu.lg.jp

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

むつ市役所 むつ市中央一丁目8番1号 むつ市長 山本 知也

2. 登録番号

東青市福第8号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
むつ市を発地又は着地とする区域	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
むつ市社会福祉協議会 本所	むつ市中央一丁目8番1号
むつ市社会福祉協議会 川内支所	むつ市川内町川内477番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合 計 (軽)	
むつ市社会福祉 協議会 本所	所 有	()		()		3 ()		()		()		3 ()	
		自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定		
	持 込	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()
		自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定		
	合 計	()		()		3 ()		()		()		3 ()	

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合 計 (軽)	
むつ市社会福祉 協議会 川内支所	所 有	()		()		2 ()		()		()		2 ()	
		自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定		
	持 込	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()	()	※ ()
		自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定	自動	特定		
	合 計	()		()		2 ()		()		()		2 ()	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動」欄又は「特定」欄に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

○	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
○	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙料金表のとおり

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) (福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合) 運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) 運送しようとする旅客の名簿
- (12) 登録証
- (13) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (14) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

(別紙) 福祉有償運送 料金表

走 行 距 離	利 用 料
3 kmまで	6 0 0 円
5 kmまで	9 0 0 円
1 0 kmまで	1, 2 0 0 円
1 5 kmまで	1, 4 0 0 円
2 0 kmまで	1, 6 0 0 円
2 5 kmまで	1, 8 0 0 円
3 0 kmまで	2, 0 0 0 円
3 5 kmまで	2, 2 0 0 円
4 0 kmまで	2, 4 0 0 円
4 5 kmまで	2, 6 0 0 円
5 0 kmまで	2, 8 0 0 円
5 0 kmを超える場合	1 0 kmにつき7 0 0 円

備考 利用料は、降車の都度、精算するものとする。